一　保安林の所在場所　東京都あきる野市養沢字峯通一六〇六のイ八、一六〇六のイ九、字上養沢八八九、八九〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年六月二十日
農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川一四三七の三、二六一三の九、二六一三の二一、二六一五の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
旭町都川一四三七の三・二六一三の九・二六一五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年六月二十日
農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町上久野一八二三の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年六月二十日
農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市鶴川内字米次六四二五の二、六四三〇の一、六四三〇の二、六四四六の一五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第八条第三項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日付けをもって次のように肥料を仮登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。
平成三十年六月二十日
農林水産大臣　齋藤　健

1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所		
仮登録番号	肥料の名称	名称及び住所
仮生第447号	苦土・有機入り複合肥料888	朝日工業株式会社　埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地

2　保証成分量その他の規格

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百六十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年六月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成三十年六月二十日
国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東海北陸自動車道	郡上市高鷲町西洞字日向四八〇四番一一から高山市荘川町猿丸字大沢二九七番七まで	平成三十年六月二十一日六時

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月二十日
中部地方整備局長　塚原　浩一
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊野市大泊町字カニダノ上七二四番一から同市有馬町字松原五七三四番六まで	前	A　八・四〇～一三・三六～一四・〇〇～一	A　八九・九〇～八一・〇九メートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　八・四〇～一三・三六～一四・〇〇～一	B　八九・九〇～八一・〇九メートル	
	後	C　八・四〇～一三・三六～一四・〇〇～一	C　四・八〇一～五・一七〇一キロメートル 四・八〇一～五・一七〇一メートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所